

【岡山県国民健康保険団体連合会からのお知らせ】

レセプトの特記事項欄への「10 第三」の記載等の周知について(お願い)

医療制度の健全な運営を確保するため、令和3年8月6日付けで厚生労働省保険局より、「患者の疾病又は負傷が第三者行為によって生じたと認められる場合における診療報酬明細書等の記載について」が発出されております。

しかしながら、第三者の不法行為で患者様が医療機関等を受診し、保険証等を使用した場合であっても、特記事項欄へ「10 第三」の記載がされていないレセプトが多く見受けられます。

つきましては、保険請求される際に「10 第三」の記載を徹底していただくとともに、摘要欄へ事故対象点数または事故対象外点数の記載をお願いします。

また、患者様や損保会社の担当者に対して、「第三者行為による傷病届」の提出が義務である旨を説明してくださるよう、ご協力をお願いします。

なお、ご不明な点がございましたら、保健事業課 求償事務班まで連絡をお願いします。

※レセプトの特記事項欄へ「10 第三」の記載がない場合や、傷病届が提出されない場合等、保険者(市町村、国保組合、広域連合、県)が第三者行為での受診と判断ができない場合には、医療費を保険料で補填することになり、保険料の値上がりに繋がりますのでご協力をよろしくをお願いします。

【問い合わせ先】

〒700-8568 岡山市北区桑田町 17 番5号

岡山県国民健康保険団体連合会 保健事業課 求償事務班

T E L : 086-223-9102

MAIL : kyusyo@okayama.kokuhoren.jp

第三者行為による負傷で保険証等を使用して診療した場合、レセプトの特記事項欄へ「10 第三」の記載が必要です。

●第三者行為とは

以下のような、加害者の不法行為によって疾病又は負傷が生じたと認められる場合のことです。

☞第三者行為に該当するケース

- ・交通事故(自動車、バイク、自転車、シニアカー等)による負傷
- ・ケンカや傷害事件等の暴力による負傷
- ・他人のボールがぶつかったことによる負傷
- ・スキー場で他人と衝突した際の負傷 等



●「10 第三」の記載(入力)もれはありませんか？

ほとんどの医療機関、調剤薬局の方には記載いただいておりますが、一部のレセプトにおいて記載がされていないものが見受けられますので、請求前に今一度ご確認ください。

なお、**症状固定後は「10 第三」の記載を消してください。**

詳細については、

本会 HP(<https://www.okayama-kokuhoren.com>)でもご確認ください。

ホーム > 医療機関の皆様へ > 第三者行為による疾病で患者さんが保険証を使用して受診された場合



診療報酬明細書 令和 7 年 4 月分 県番： 33 医コ：				3 歯科 1 国保 1 単独 2 本外				
-		-		保 険 者 番 号		給付割合		
公負①		公受①		記号・番号		(枝番)		
氏名	1 男 3 昭 生			特記事項	届出	保険医 療機関 の所在 地及び 名称	診療日 令 年 月 日	
	職務上の事由			10 第三	初診			診療日数 日 (日)
診療名部位				<div style="border: 1px solid red; padding: 5px; color: red; text-align: center;"> 保険請求される際には、レセプトの特記事項欄へ「10第三」を記載してください。 </div>			診療 日数	診療 日数

- 第三者行為と、事故外(私病)の請求の区別にご協力ください
レセプトの摘要欄に、事故対象点数または事故対象外点数の記載をお願いします。記載がない場合、電話等で照会させていただくことがあります。
- 保険証等を使用して第三者行為による負傷を治療される患者様へ、「**第三者行為による傷病届**」等の提出が必要な旨を周知して下さるよう、ご協力ください。ただし、保険証等を使用しない場合は、特記事項欄への「10 第三」の記載に加え、傷病届の提出も必要ありません。提出が必要な書類については、本会 HP(<https://www.okayama-kokuhoren.com>)でダウンロードしていただけます。



ホーム > 一般の皆様へ > 交通事故などで保険証を使う場合

Q&A(医療機関の皆さま向け)



- Q レセプトの特記事項欄に「10第三」の記載が必要なのは、どのような場合ですか？
- A 次の①～③をすべて満たす場合については、記載が必要です。
- ① 相手(加害者)がいる事故等により、患者さんが負傷する等した場合
⇒自損事故や野良犬に咬まれた場合等については、加害者がいないため記載の必要はありません。
 - ② 相手(加害者)に1%でも過失がある場合
⇒相手がいても、患者さんが赤信号で停車中の車に追突した場合や、センターラインオーバーをして衝突した場合等については、相手に非がないため記載の必要はありません。
 - ③ 患者さんが保険証等を使用して受診し、診療を受けた場合
⇒つまり、第三者行為による負傷で治療したレセプトが存在する場合。そのため、自由診療で治療を行った後に、遡って保険請求する場合については、記載が必要です。

**国民健康保険・後期高齢者医療制度の保険証
をお持ちの方へ**

交通事故
主な第三者行為
こんなことで
**保険証を
使ったら
届け出を!**
他人の球がぶつかった
暴力行為
他人のペットにかまれた
食中毒 など

届出先・様式はこちらからダウンロードできます ⇒

岡山県内市町村／国保組合／岡山県後期高齢者医療広域連合／岡山県国民健康保険団体連合会